郵送による転出届の手続きについて

桜川市外へ住所を異動（転出）するときの届出を、直接窓口で手続きする以外に、郵送でも行うことができます。

１．郵送いただくもの

（１） 転出届（郵送用）

Ａ４普通紙に印刷し、必要事項を記入してください。

※必ず、昼間連絡のとれる電話番号を記入してください。

（２） 本人確認書類のコピー

有効期限内のもので、現住所が記載された官公署発行の証明書（運転免許証、マイナンバーカード、写真付きの住民基本台帳カード、健康保険証等）の両面コピー

※個人番号カード・住民基本台帳カードは転入届の際に必要ですので、同封しないでください。

※個人番号の通知カードは本人確認書類としては使えませんので、ご注意ください。

（３） 切手を貼った返信用封筒（転出証明書郵送用）

・切手を貼付してください。

・届出人ご本人の住所（現住所か新住所）、氏名を記入してください。

※現住所、新住所以外の場所に転出証明書を送付することはできません。

※マイナンバーカード又は住民基本台帳カードをお持ちの方で、新住所に住み始めた日から１４日以内にカード持参で転入届出ができる方は、『特例転出』（以下「２．特例転出について」参照）の扱いとなり、「転出証明書」は発行されないため、返信用封筒は不要です。（特例転出が受けられないこと等により「転出証明書」を希望の場合は、返信用封筒を郵送ください。）

２．特例転出について

通常、転入の手続きには転出地市町村が発行した「転出証明書」の提出が必要となりますが、マイナンバーカード又は住民基本台帳カードを提示することで「転出証明書」の提出を省略できる転出の手続きを『特例転出』といいます。

※特例転出は、一緒に異動する同一の世帯員の中にマイナンバーカード又は住民基本台帳カードをお持ちのいる方のみ可能です。

※以下の場合は特例転出ができません。

①異動先の市町村へ転入する際にマイナンバーカード又は住民基本台帳カードを持参できない場合

②転出した日から１４日以上経ってから転入の届出をする場合

③マイナンバーカード又は住民基本台帳カードの有効期限が過ぎている場合

３．その後の手続きについて（新住所地での転入について）

＜「転出証明書」による転入の場合＞

・桜川市から返信された「転出証明書」と本人確認書類を持って、新住所に移られてから１４日以内に、転入先の役所で転入の手続きをしてください。

＜マイナンバーカード又は住民基本台帳カードによる特例転入の場合＞

・マイナンバーカード又は住民基本台帳カードと本人確認書類（住民基本台帳カードが写真なしの場合）を持って、新住所に移られてから１４日以内に、新住所地の役所で転入の届出をしてください。転入届の際には、設定した暗証番号の入力が必要になります。

・転入の届出は、桜川市の転出処理終了後に可能になります。転出の処理が完了しましたら日中連絡先へ転出処理完了のご連絡をさせていただきます。

・新住所に移られてから１４日以内、または転出予定日から３０日以内のいずれか早い日までに転入手続きをおこなえない場合、特例転入をすることはできません。

この場合、「転出証明書」の発行が必要となります。郵送で送りしますので、返信用封筒を同封ください。また、マイナンバーカード、住民基本台帳は失効となり、再交付申請が必要(有料)になりますのでご注意ください。

（住民基本台帳カードの再交付はできません。）

４．注意事項

・転出届を投函されてから市の処理が終わるまで数日かかります。書類に不備があると、さらにお時間がかかりますので、余裕をもって手続きしてください。

・桜川市の現住所に転出届の「異動受理通知」を送付します。

・転出に伴う各種手続きについては、直接の手続きが生じる場合がありますので、不明な点は『桜川市から転出する方へ』を参考に事前に関係課等へご確認ください。

５．送付先及び問い合わせ先

〒309－1292

茨城県桜川市岩瀬 64 番地 2

市民生活部　市民課　　TEL　0296－75－3111（代）　0296-75-3132 (直通)